

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	八木 隆
登録番号又は法人番号	03092537
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所所在地	横浜市中区富士見町2番地1 東亜ビル2階
処分年月日	令和3年3月26日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、催告、督促にも応じず神奈川県行政書士会の会費を24ヶ月以上滞納し続けており、また、登録上の所在地に事務所が存在していないにもかかわらず、日本行政書士会連合会会則第44条第1項の変更登録の申請を行っていない。</p> <p>当該事実は、神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第9条第1項に違反し、また行政書士法第6条の4及び第13条に違反し、会則第14条第1項第1号に該当するため、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第4号の規定により、会則第15条第1項第3号の廃業の勧告処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第6条の4、 同法 第13条 日本行政書士会連合会会則 第44条第1項 神奈川県行政書士会会則 第9条第1項 同会則 第14条第1項第1号、 同会則 第15条第1項第3号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第4項第4号</p>